

第 29 回郡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
～郡山市新しい生活様式推進本部会議～

次 第

日 時：令和 4 年 5 月 17 日（火） 16：00～

場 所：特別会議室

1 開 会

2 議 事

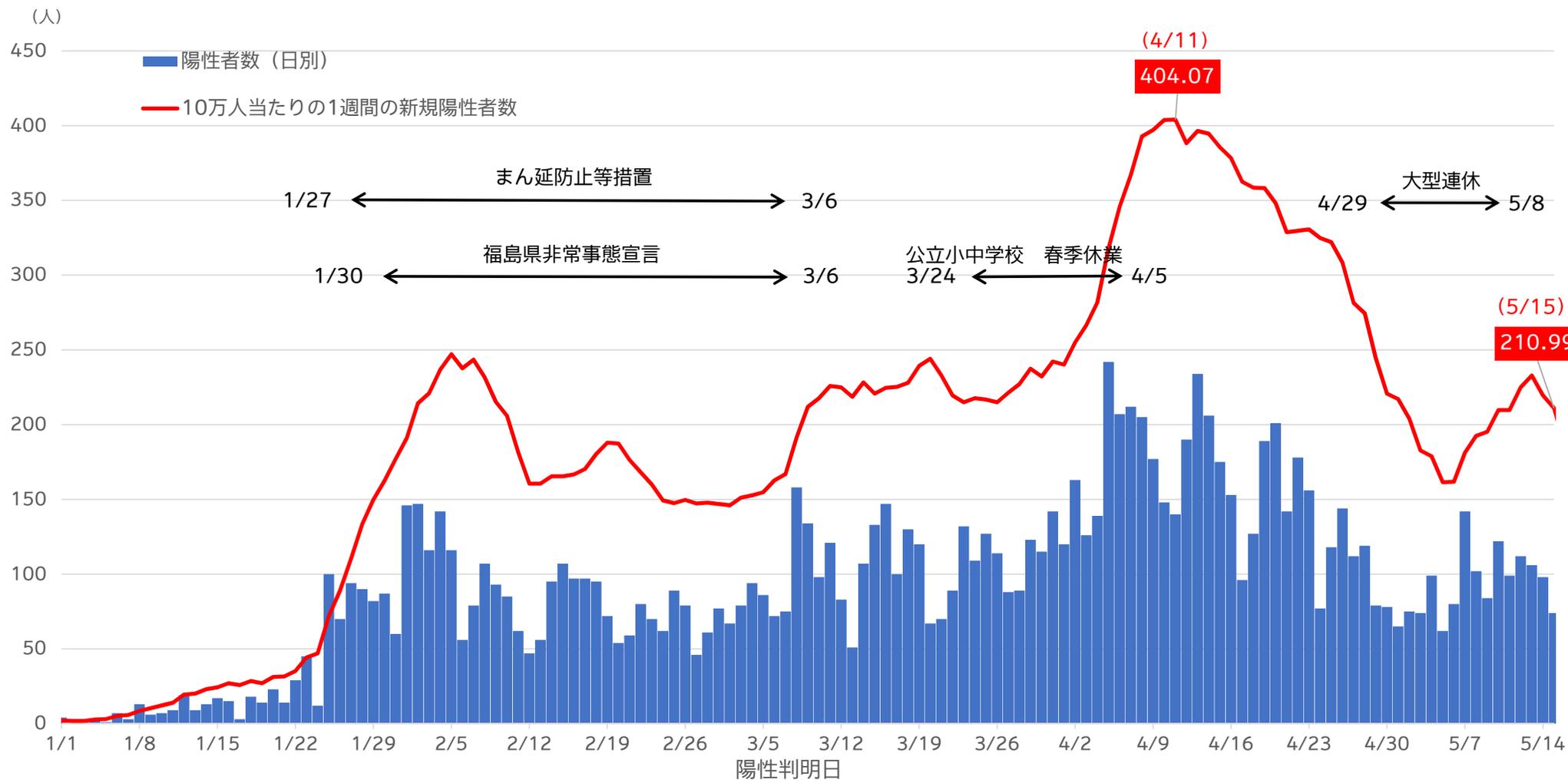
- (1) 本市の新型コロナウイルス感染症患者の状況について
- (2) 福島県感染拡大防止重点対策について
- (3) その他

3 市長指示等

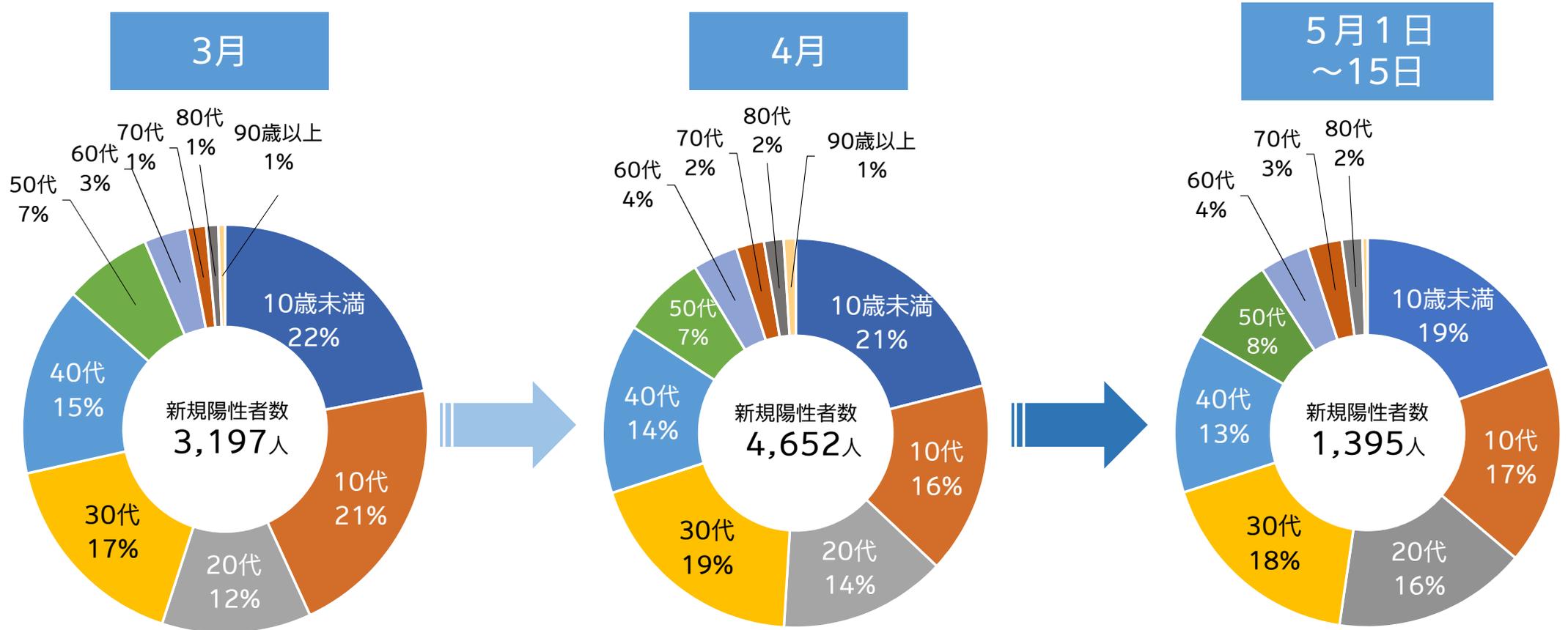
4 閉 会

# 新規陽性者数の推移

2022年5月17日  
保健所総務課

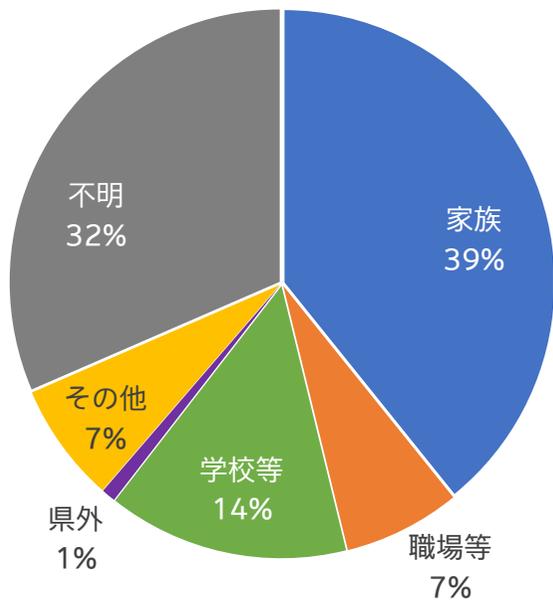


# 年代別陽性者の推移【2022年3月～】

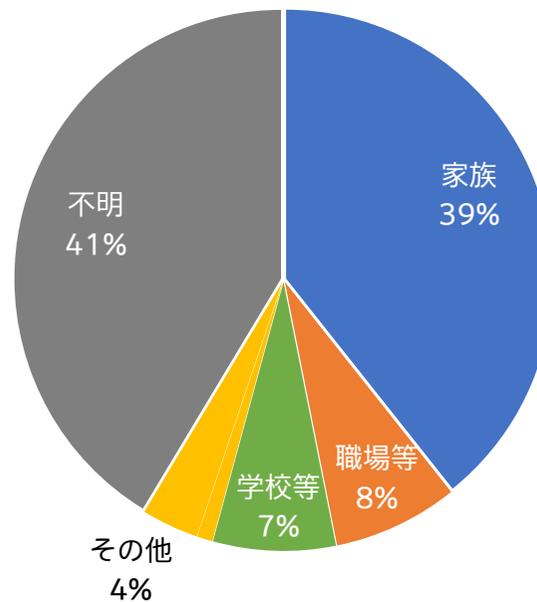


# 推定感染源の推移

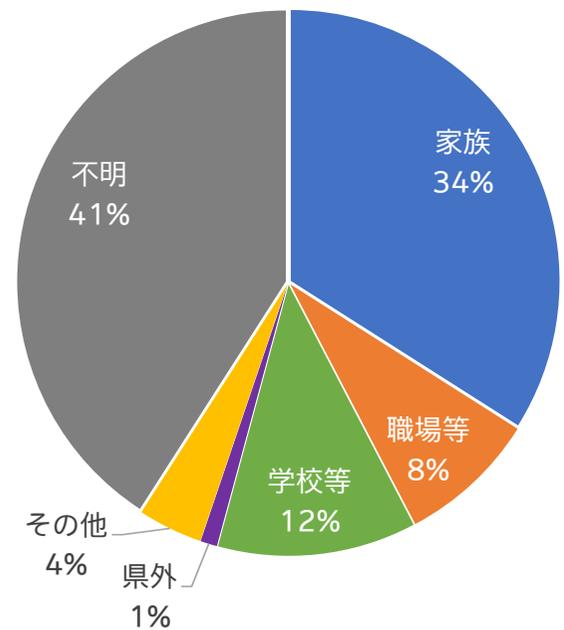
4月25日  
～5月1日



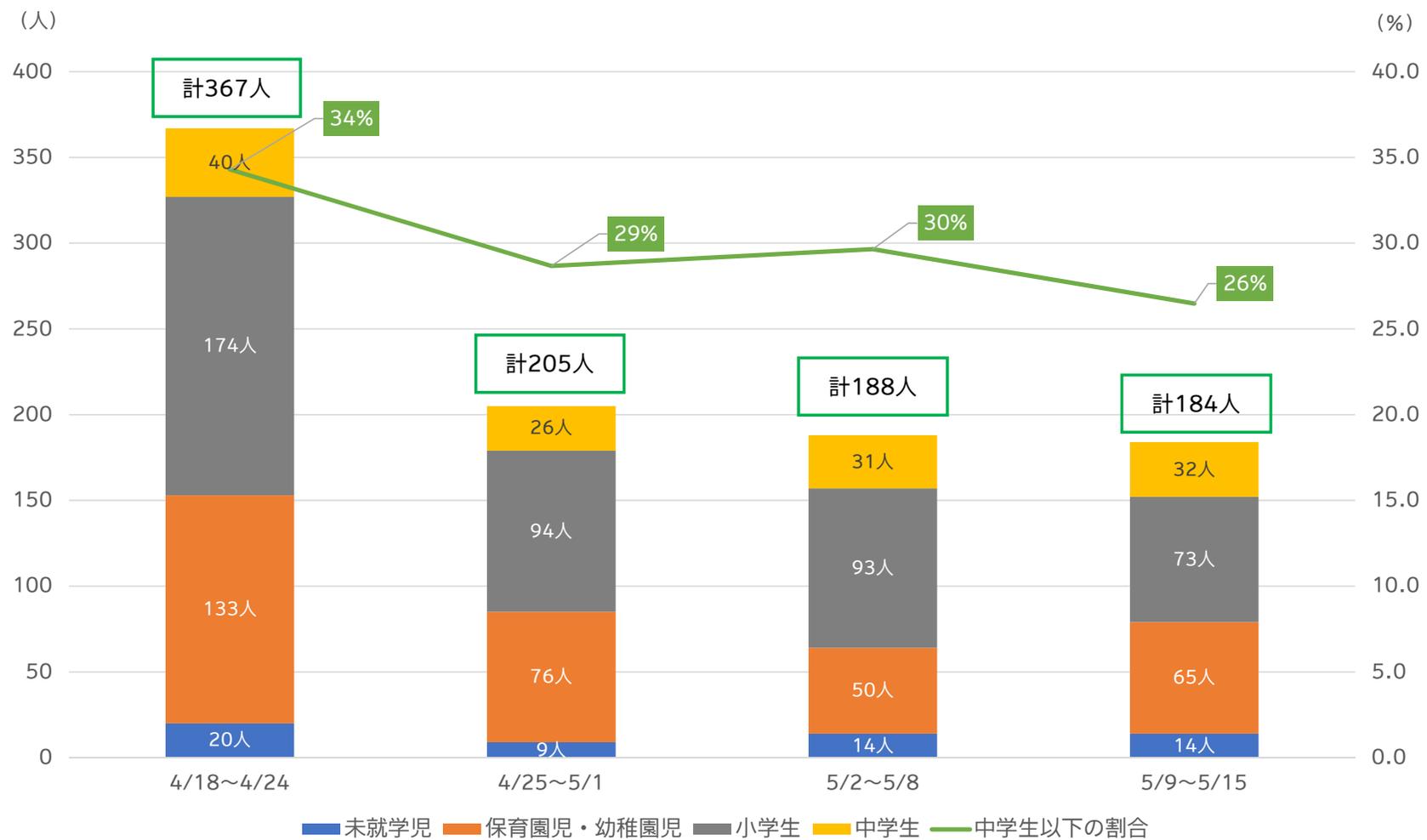
5月2日  
～8日



5月9日  
～15日



# 中学生以下の陽性者数の推移

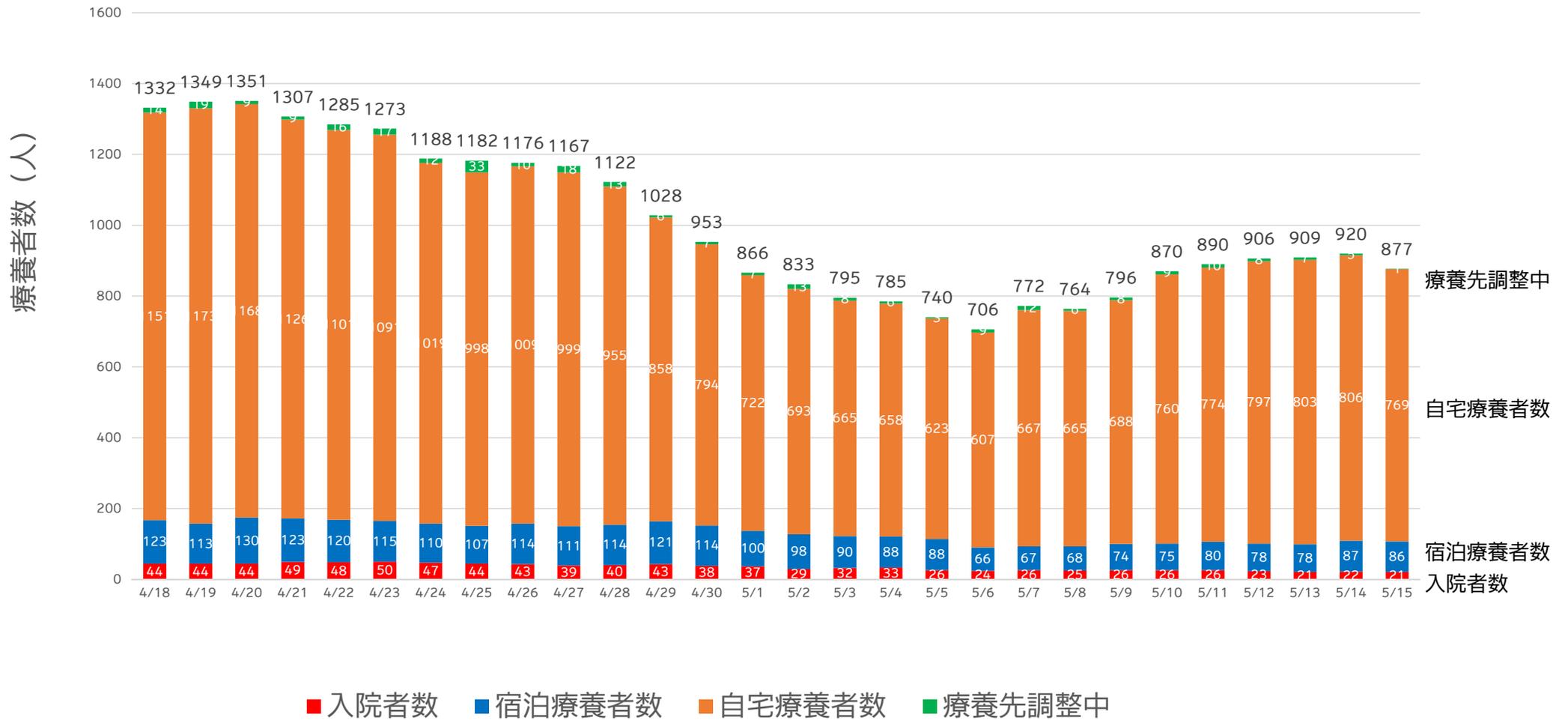


# ■ レベル判断の参考とするモニタリング指標（福島県指標）

2022/5/15 現在

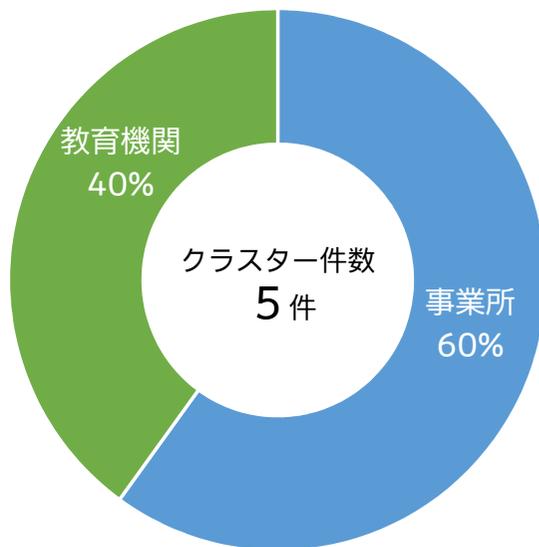
	感染の状況			医療提供体制等の負荷				
	PCR検査 陽性率	新規陽性者数 (人口10万人あたり)	感染経路 不明割合	入院率	療養者数 (人口10万人あたり)	確保病床の 使用率	予測ツールによる 病床数の推計 (3週間後の必要病 床数)	重症用病床 使用率
郡山市の現状 (5/9～5/15)	7.4 % (639件 / 8,599件)	211.29 人 (696人 / 329,400人)	41.1 % (286件 / 696件)	2.4 % (21件 / 877件)	266.24 人 (877人 / 329,400人)	—	—	—
(5/8～5/14)	7.3 %	219.79 人	42.5 %	2.4 %	279.30 人	—	—	—
(5/7～5/13)	7.4 %	232.85 人	44.5 %	2.3 %	275.96 人	—	—	—
福島県の現状 (5/15現在)	17.8 % (3,378件/18,988件)	188.36 人 (3,453人/1,833,152人)	64.5 % (2,228件/3,453件)	5.1 % (242件/4,747件)	268.95 人 (4,747人/1,833,152人)	32.6 %	59.0 %	2.1 %
レベル2 の参考基準	5 %以上	15 人以上	50 %以上	40 %以下	20 人以上	20 %以上	50 %以上	20 %以上
レベル3 の参考基準	10 %以上	25 人以上	50 %以上	25 %以下	30 人以上	50 %以上	80 %以上	50 %以上

# 患者の療養先の推移【2022年4月18日～】



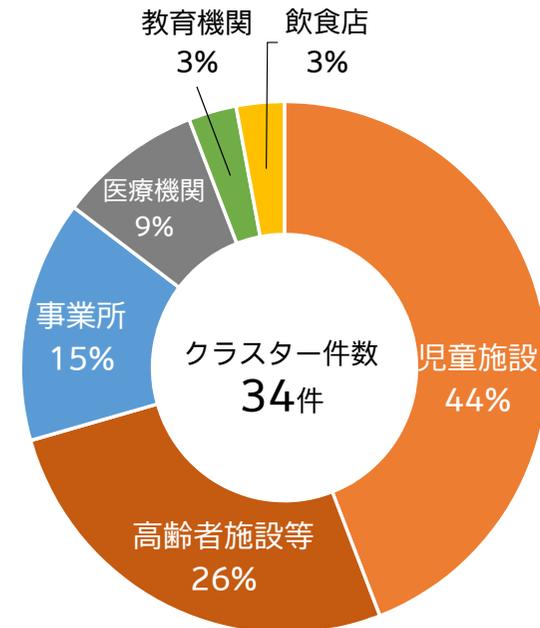
# ■ クラスター発生件数比較【2021年4月、2022年4月】

2021年4月



※事業所と教育機関で発生

2022年4月

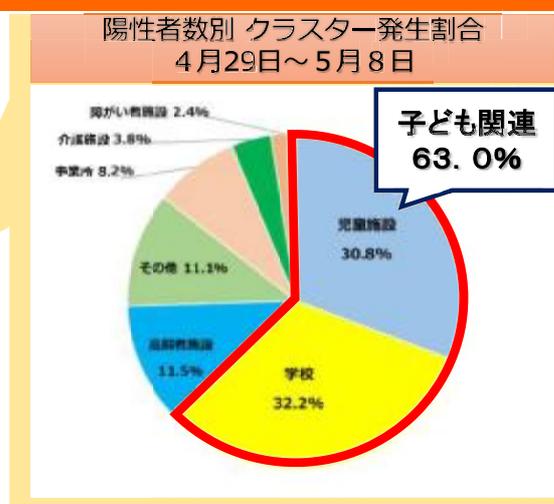
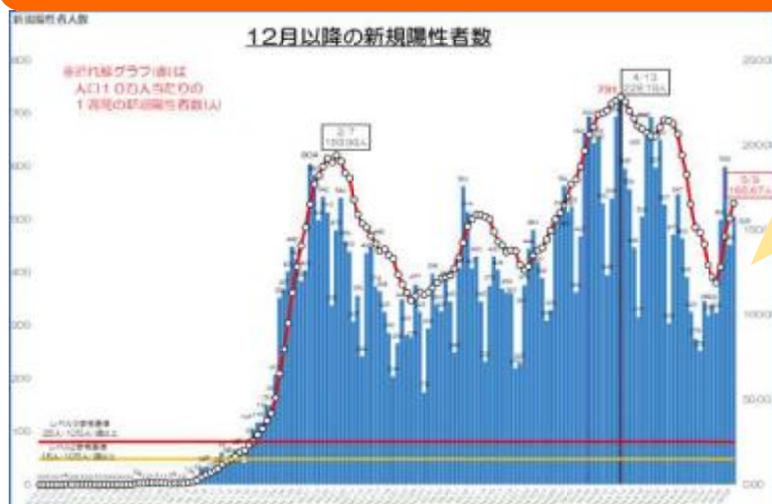


※児童施設（幼稚園、保育施設、放課後児童クラブなど）や高齢者施設等で多数発生

## ■子どもへの感染拡大防止の施策

- 対象 市内の幼稚園、保育所、小中学校、放課後児童クラブ
  - クラスで3人程度陽性者が確認された場合、クラス全員のPCR検査を実施。
  - クラス内での陽性者が直近5日以内に3人程度となった段階で、最大5日間のクラス閉鎖を実施。

# 大型連休後に感染が再拡大しています



- ・曜日別で過去最多の新規陽性者を記録するなど感染再拡大の傾向にある。
- ・**クラスターの発生では、特に子ども関連施設での陽性者数の割合が最も大きく、急拡大の起点になる恐れがある。**

## 引き続き、感染拡大防止対策が必要です

**子どもの感染拡大防止重点対策**を進めていきます



# 子どもの感染拡大防止重点対策

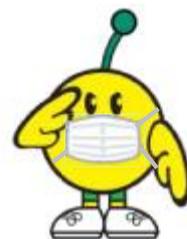
令和4年5月16日（月）～5月31日（火）

## 1 保護者の皆さまへ（共通）

ご家庭での体調管理、症状がある時の行動等について

## 2 施設の設置・管理者の皆さまへ（共通）

基本的な感染対策、各場面での対策徹底等について



- ① 幼稚園・保育所・認定こども園等の設置・管理者様へ
- ② 小学校・放課後児童クラブの設置・管理者様へ
- ③ 中学校・高等学校の生徒及び設置・管理者様へ

### ポイント1

#### 保護者の皆さまへ（共通）



- ・ご家庭では、検温を始め、体調を確認し、喉の痛みなど少しでも症状があるときは登校・登園は控えてください。
- ・同居するご家族に感染者が確認された場合は、所属する学校や関係する施設に速やかに連絡し、登校を控えるなどの検討を。

### ポイント2

#### 施設の設置・管理者の皆さまへ（共通）



- ・常に、換気をしっかり行いましょう。
- ・手洗い、手指や多くの人に触れる部分（机、ドアノブ等）の消毒など基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ・子どもや職員の体調管理を徹底し、体調不良時は帰宅させましょう。

ポイント2-①

幼稚園・保育所・認定こども園等の設置・管理者様へ

- ・ 発育状況や活動状況等に応じて マスク着用の有無を適切に判断しましょう。
- ・ 複数のクラスが合同で行う活動は、中止、延期や縮小するなど方法を検討しましょう。  
《感染事例》 合同保育による感染拡大
- ・ 飲食を伴う場面では、机を向かい合わせにしないことや、会話を控えるなど、飛沫防止対策を講じてください。



ポイント2-②

小学校・放課後児童クラブの設置・管理者様へ

- ・ 会話時のマスク着用を徹底させてください。  
また、正しいマスクの着用を指導しましょう。  
《感染事例》 放課後児童クラブへの移動中のマスク非着用  
クラブ内での密接した活動
- ・ 学校等における密集や近距離での活動等は避け、時間や場所を分散してください。
- ・ 小学校と放課後児童クラブは互いに連携し、利用可能である場合は、より広い教室や体育館等の活用を進めてください。
- ・ 飲食を伴う場面では、机を向かい合わせにしないことや、会話を控えるなど、飛沫防止対策を講じてください。



## ポイント2-③

### 中学校・高等学校の生徒及び設置・管理者様へ

- ・活動中の身体的距離を確保し、換気及び衛生管理や、部室使用時の人数管理などを徹底し感染リスクを下げましょう。  
《感染事例》十分な距離を取らず、マスクを外した状態で練習した屋内部活動
- ・換気の悪い場所での食事はより対策を徹底し、話をする際はマスクを着用しましょう。
- ・複数人数での登下校中も、マスクの着用を徹底しましょう。  
《感染事例》学校外での複数の友人との外食
- ・学校内での活動だけでなく、大会や練習試合等でも感染対策を徹底しましょう。



## 県民の皆様へ 新型コロナワクチン接種に関するお願い

- ◇ 県内の新型コロナ感染者全体に占める子どもの割合が非常に高い状態になっています。
- ◇ ワクチンを接種することで、発症予防や感染予防など一定の効果が期待されています。子どもを感染症から守り、また、感染を拡大させないためにも、ワクチンの接種についてお子様と一緒にご検討ください。

**12歳以上17歳以下の方も3回目接種ができます(ファイザー社ワクチン使用)**

**3回目接種により、オミクロン株感染に対する発症予防効果や入院予防効果が回復するとされています。**

### 相談窓口

<厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター>

- ・電話番号：0120-761-770 (フリーダイヤル)
- ・受付時間：9時00分～21時00分 (土日・祝日も実施)

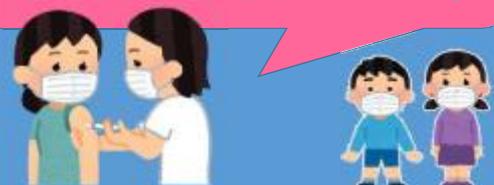
<福島県新型コロナワクチン副反応コールセンター>

- ・電話番号：0120-336-567 (フリーダイヤル)
- ・受付時間：9時00分～20時00分 (土日・祝日も実施)

<福島県新型コロナワクチン子ども相談窓口>

- ・電話番号：0120-191-567 (フリーダイヤル)
- ・受付時間：9時00分～20時00分 (土日・祝日も実施)

5歳以上11歳以下のお子さんは、1・2回目の接種を実施しています。ご家庭で話し合うなど、接種についてご検討ください。



## 県民の皆さんへお願い

オミクロン株（BA.2系統）は、感染力がより強く、発症までの期間が短いため、更なる感染拡大の恐れがあります。改めて感染防止対策の確認をお願いします。

○ **家庭内でも感染防止対策の徹底を！**



○ **会食は、感染防止対策の徹底された飲食店を利用！**



○ **発熱やのどの痛みなど症状がある場合は、  
外出・出勤せず、早めの受診を！**



○ **無症状でも感染不安を感じる場合は、無料検査の活用を！**

○ **症状が疑われる方が、休みやすい雰囲気づくりを！**



## 感染拡大防止のための基本対策

令和4年5月13日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 **一人ひとり基本的な感染対策を徹底してください。**



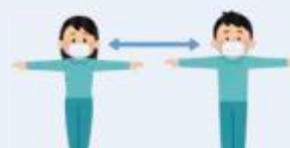
外出時や会話するときには、**マスクを正しく着用**しましょう。  
※**不織布マスクを推奨**



**こまめな手洗い、手指消毒**を徹底しましょう。



窓を開けるなどして、**こまめに換気**をしましょう。



**人との間隔**は、できるだけ**2m**取りましょう。

・ **高齢の方や、基礎疾患のある方は、感染リスクの高い行動は控えましょう。**



・ **家庭内感染にならないよう、取り組みましょう。**

・ **同居するご家族が、濃厚接触者と判明した日から数日程度、出勤等を控えるなどの検討をしましょう。**



2 **症状がある場合は登校・出勤を控え、  
早めに受診してください。**



※発熱やのどの痛みなど少しでも症状がある場合、  
早めに受診することが大切です。

**かかりつけ医や診療検査医療機関に相談してください。**

かかりつけ医がない場合やどこに相談してよいか分からない場合は  
**受診・相談センター(Tel.0120-567-747)**

福島県 診療検査医療機関

検索

2

3 **飲食時は、感染リスクに十分ご注意ください。**

- ・ **同一テーブルでの会食は4人以内**としてください。  
(テーブル間の距離もしっかり確保してください。)

控えてください！



体調不良で参加



大声やマスク  
なしでの会話



深酒・長時間



テーブル間の移動

- ・ **感染対策の徹底された飲食店を利用**してください。

※お店側と利用する側、双方が感染防止対策を徹底することが大切です。

**「ふくしま感染防止対策認定店」  
をおすすめします！**

感染防止ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を  
確認した店舗に対し、認定ステッカーを交付しています。



3

4 **旅行や帰省等、移動する時は、**  
ご自身の体調管理や、  
移動先の感染情報把握などを含め、  
**感染防止対策をお願いします。**



出発前に確認！



県内及び各都道府県の外出自粛等の  
行動制限の状況は、県HPで確認できます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

福島県 新型コロナポータル

検索



5 **接種の順番を迎えられた際には、**  
**新型コロナワクチンの接種をお願いします。**

- ・ ワクチンに関して正しい情報を知ってください。
- ・ ワクチン接種後も、基本対策を徹底し、「うつさない」「うつらない」行動をお願いします。



**事業者の皆さまにお願いします**

- ・ **職場内の感染防止対策**を徹底してください。
  - 従業員等の**手指消毒**や**マスク着用**の徹底、職場内の**消毒**や**換気**など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
  - 従業員等の**出勤時の健康チェック**を徹底してください。
  - 休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで**居場所の切り替わりに注意**してください。
- ・ **ローテーション勤務**や**時差出勤**、**テレワーク**、**オンライン会議**等を活用し、**人との接触機会の低減**にご協力ください。
- ・ **事業継続計画（BCP）の再確認や策定**をお願いします。
- ・ **業種別ガイドライン等**を遵守願います。

(法第24条第9項に基づく要請)

## イベント等を開催する事業者の皆さまにお願いします

- ・ イベント等の開催にあたっては、規模にかかわらず、以下の**感染防止対策を徹底**してください。

- 「三つの密」が発生しない席の配置
- 人と人との距離の確保
- 出演者や参加者等に係る行動管理
- マスク着用の徹底
- 会場内の消毒や換気 など

### イベントの開催

- ・ **5,000人超かつ収容率50%超のイベントを実施**する場合は、「**感染防止安全計画**」を開催2週間前までに提出してください。
- ・ 上記イベント開催後は「**結果報告書**」を提出してください。
- ・ 上記以外のイベントについては、イベント主催者において**感染防止策チェックリスト**を作成し、ホームページ等での公表をお願いします。

※ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません

※大声ありのイベント 観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨する、または必要な対策を十分に施さないイベント

【感染防止安全計画の提出先：県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局】

電話：024-521-8644（受付時間9時～17時）

mail：corona-event@pref.fukushima.lg.jp

詳しくは、県HPを参照してください。 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

6

## 施設管理者の皆さまにお願いします

- ・ **職員の方（ご家族を含む）の体調管理**を徹底し、症状が疑われる場合は仕事を休み、**速やかに受診できるように配慮**をお願いします。

### 大学・専門学校等

- ・ **感染防止対策について、学生への周知と注意喚起**をお願いします。

### 小・中・高等学校

- ・ **マニュアル等を踏まえ、学習活動や部活動での感染防止対策**をお願いします。

### 医療機関、高齢者・障がい（児）者・児童施設

- ・ **施設のマニュアル及びチェックリストを確認し、感染防止対策を徹底**してください。

7

郡山市立学校長

郡山市教育委員会教育長 小野 義明

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について(通知)

このことについて、福島県教育委員会教育長から別紙写しのとおり、令和4年5月13日(金)に開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、同月16日(月)から31日(火)までの間、基本対策の徹底と「子どもの感染拡大防止重点対策」をとることが示され、県内の子どもの感染状況は未だ予断を許さない状態であることから、県立学校長宛通知を参考として、学びを継続するために、学校内外における感染症対策を徹底するよう依頼がありました。

については、本市においては、児童生徒の感染者が継続的に発生していることから、下記のとりの対応としますので、貴所属職員に周知願います。また、本通知の内容及び別添資料を各学校のメール等で保護者に周知するとともに、各学校のウェブサイトに掲載し、引き続き学校と家庭が連携し、感染拡大防止に向けた取組の徹底が図られるよう配慮願います。

なお、令和4年6月1日(水)以降の対応については、今後の感染状況の変化により改めてお知らせいたします。

記

1 令和4年5月16日(月)から5月31日(火)までの間の対応

- (1) 「感染リスクの高い学習活動」について、可能な限り感染症対策を行った上で、実施を可能にすること。
- (2) 宿泊を伴う学校行事については、その教育的意義に鑑み、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とすること。
- (3) 部活動において「感染リスクの高い活動」を実施する場合は、十分な距離を取らず、マスクを外した状態で感染した事例等を踏まえ、可能な限り感染症対策を行った上で 徐々に実施すること。
- (4) 部活動における合宿、遠征等による宿泊は停止すること。また、各種大会等の参加については、感染の状況を踏まえ、十分に検討すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とする。
- (5) 部活動等の実施については、適切な感染症対策を行った上で、準備や片付けを除いた活動時間を平日は1時間以内、週休日及び祝日は2時間以内を可能とする。ただし、部内で陽性者やその疑いがある児童生徒が出た場合は、学校の判断で速やかに部活動等を中止すること。
- (6) 練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で、徐々に実施すること。ただし、部内で陽性者やその疑いがある児童生徒が出た場合は、学校の判断で速やかに中止すること。
- (7) この期間中は、児童生徒等の同居する家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合の出席停止の措置を継続すること。

2 その他の対応

- (1) 児童生徒、教職員で陽性者が判明し、学校内で感染が拡大する恐れがある場合は、学校の判断により、感染リスクの高い学習活動や部活動を停止すること。
- (2) 感染が拡大している場合の検討事項
  - ア 機動的な学級・学年閉鎖、分散登校、オンライン授業等の実施
  - イ 少人数に分割した授業、行事の開催方式の工夫
  - ウ 部活動や校外活動等における活動方法・時間の見直し
- (3) 同クラスで3人程度の感染者が確認された時点での対応については別紙のとおりとすること。

(担当 学校教育推進課 主幹兼指導主事 石井 研也)

(別紙)

令和4年5月16日  
郡山市教育委員会

## 新型コロナウイルス感染防止のための学級閉鎖及びPCR検査について

### 1 実施期間

令和4年5月17日(火)から感染者数が減少するまでの当面の期間

### 2 目的

5月9日以降、市内において新型コロナウイルスの感染者が継続的に発生している状況である。感染者で小中学生の占める割合が高く、家庭内感染を介して、社会全体への感染拡大が懸念される。そのため、小中学校の同クラスで新規感染者が複数確認された場合には、PCR検査を行い、社会全体への感染を防ぐ。

### 3 実施方法

同クラスで感染者が3人程度確認された時点で、それぞれの感染経路等状況を踏まえ学校と教育委員会が協議し、教育委員会の判断で学級閉鎖(5日間)の必要の有無を決定する。

学級閉鎖をすることになったクラスにおいては、担任も含む児童生徒全員のPCR検査を実施する。

郡山市教育委員会学校教育推進課

令和4年5月13日收受

第458号

(各教育事務所長経由)

写

4教健第121号  
令和4年5月13日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長  
(公印省略)

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について(依頼)

このことについて、本日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおり感染拡大防止重点対策が令和4年5月15日(日)をもって解除され、同月16日(月)から31日(火)までの間、基本対策の徹底と「子どもの感染拡大防止重点対策」をとることが示されました。

つきましては、県の対策方針と本県における子どもの感染状況を踏まえ、令和4年5月16日(月)から同月31日(火)までの間、学校における行動基準\*“レベル2”を継続することとしますが、学校の授業を起点とした感染拡大は確認されていないことから、授業における感染リスクの高い学習活動については、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とすることを、各県立学校長に別紙写しのとおり通知しましたのでお知らせいたします。

県内の感染状況は未だ予断を許さない状態であることから、貴教育委員会におかれましても別紙写しを参考として、学びを継続するために、学校内外における感染症対策を徹底するようお願いいたします。

\* 福島県教育委員会「新型コロナウイルス感染症県立学校対応マニュアル<改訂第6版>」P8

(事務担当 義務教育課 主幹 吉川 電話024-521-7774)  
( 高校教育課 主幹 亀田 電話024-521-7769)  
( 特別支援教育課 主幹 齋藤 電話024-521-7779)  
( 健康教育課 主幹 鈴木 電話024-521-7777)

令和4年5月13日 県中教育事務所 024-935-1485  
事務担当 学校教育課 指導主事 嶋原 幸治

各県立学校長 様

教 育 長

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（通知）

このことについて、本日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおり感染拡大防止重点対策が令和 4 年 5 月 1 5 日（日）をもって解除され、同月 1 6 日（月）から 3 1 日（火）までの間、基本対策の徹底と「子どもの感染拡大防止重点対策」をとることが示されました。

については、県の対策方針と本県における子どもの感染状況を踏まえ、令和 4 年 5 月 1 6 日（月）から同月 3 1 日（火）までの間、学校における行動基準\* “レベル 2” を継続することとしますが、学校の授業を起点とした感染拡大は確認されていないことから、下記のとおり授業における感染リスクの高い学習活動については、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とします。

県内の感染状況は未だ予断を許さない状態であることから、令和 4 年 4 月 8 日付け 4 教健第 2 9 号通知の内容を踏まえ、学びを継続するために、学校内外における感染症対策を徹底するようお願いいたします。

\* 福島県教育委員会「新型コロナウイルス感染症県立学校対応マニュアル&lt;改訂第 6 版&gt;」P 8

## 記

- 1 令和 4 年 5 月 1 6 日（月）から同月 3 1 日（火）までの間の対応
  - (1) 「感染リスクの高い学習活動」については、可能な限り感染症対策を行った上で、実施を可能とすること。
  - (2) 宿泊を伴う学校行事については、その教育的意義に鑑み、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とすること。
  - (3) 部活動において「感染リスクの高い活動」を実施する場合は、十分な距離を取らず、マスクを外した状態で感染した事例等を踏まえ、可能な限り感染症対策を行った上で徐々に実施すること。
  - (4) 部活動における合宿、遠征等による宿泊は停止すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とする。
  - (5) 練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で、徐々に実施すること。
  - (6) 児童生徒等の同居する家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合の出席停止の措置を継続すること。\* 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1Ver.8）」P22、45～47 参照
- 2 その他の対応
  - (1) 生徒、教職員で陽性者が判明し、学校内で感染が拡大する恐れがある場合は、学校の判断により、感染リスクの高い学習活動や部活動を停止すること。
  - (2) 感染が拡大している地域における検討事項
    - ア 機動的な学級・学年閉鎖、分散登校、オンライン授業等の実施
    - イ 少人数に分割した授業、行事の開催方式の工夫
    - ウ 部活動や校外活動等における活動方法・時間の見直し

(事務担当	高校教育課	主幹	亀田	電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 6 9)
(	特別支援教育課	主幹	齋藤	電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 9)
(	健康教育課	主幹	鈴木	電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 7)

## 学校施設の社会開放（貸出）の休止措置の延長について

- 学校施設の社会開放（貸出）の休止措置を5月31日（火）まで継続します。

### 1 背景

- ・県の感染拡大防止重点対策が子どもの感染拡大防止重点対策として継続された。  
（5月31日まで）
- ・大型連休後に市内における新規陽性者数が再拡大している。
- ・小中学生の陽性者数の占める割合も依然として高い割合である。
- ・市立小中学校における特設クラブや部活動の活動時間の制限を継続することとした。



学校施設についても引き続き、児童、生徒の感染を防ぐ対策が必要

⇒学校施設の社会開放を休止することにより学校施設内における感染リスク低減を図る。

### 2 これまでの経過

- 令和4年1月27日から5月15日まで 貸出休止

経 過	備 考
・令和3年8月23日～10月3日 貸出休止	・まん延防止等重点措置期間 （8月23日～9月23日）
・10月4日～令和4年1月26日 貸出再開	・移行期間 （9月24日～10月3日）
・1月27日～3月6日 貸出休止	・まん延防止等重点措置期間 （1月27日～3月6日）
・3月7日～ 貸出休止継続中	・感染拡大防止重点対策 （3月7日～3月18日） ・対策期間延長（3月31日まで） ・対策期間延長（4月17日まで） ・対策期間延長（5月15日まで）

4 郡教総第 391 号  
令和 4 年 5 月 13 日

郡山市立学校長

郡山市教育委員会教育長

学校施設の一般団体への開放休止について（通知）

このことについて、新型コロナウイルス感染症に係る福島県内の感染拡大防止重点対策が、子どもの感染拡大防止重点対策に特化し、令和 4 年 5 月 31 日（火）まで延長となることを受け、学校施設（体育館・グラウンド等）の一般団体への開放休止についても、令和 4 年 5 月 31 日（火）まで延長とします。

つきましては、関係団体等への周知等の対応方、よろしくをお願いします。

なお、令和 4 年 6 月 1 日（水）以降の対応については、別途通知します。

【事務担当】

教育総務部総務課 企画財政係 松崎

TEL：924-2421